

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 1 / 7 ]

令和5年3月3日改正  
(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン</p>	<p>特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン</p>
<p>...</p>	<p>...</p>
<p>(3)性能等確認実施機関の認定に係る申請 (略) 連続した認定の更新であって、認定業務の変更を伴わない更新の場合には、申請書の<u>備考欄</u>に現在有している性能等確認実施機関認定書の文書番号及び有効期間満了日を記載すること。</p>	<p>(3)性能等確認実施機関の認定に係る申請 (略) 連続した認定の更新であって、認定業務の変更を伴わない更新の場合には、申請書の<u>備考</u>に現在有している性能等確認実施機関認定書の文書番号及び有効期間満了日を記載すること。</p>
<p>(4)性能等確認実施規程 (略) ① 性能等確認の実施方法 i) 保安基準適合性の確認方法 (略)</p>	<p>(4)性能等確認実施規程 (略) ① 性能等確認の実施方法 i) 保安基準適合性の確認方法 (略)</p>
<p>ii) 均一性に係る確認方法 確認申請者において、以下の事項が明確に定められていることを確認するものであること。 イ 特定小型原動機付自転車の製作の工程 □ 特定小型原動機付自転車の検査(出荷時に当該特定小型原動機付自転車の保安基準適合性を確認するための検査をいう。)の工程、項目及び手法 <u>既に運行の用に供されている特定小型原動機付自転車及びこれに準ずる特定小型原動機付自転車(以下「使用過程車」という。)について性能等確認を行う場合には、確認申請者により当該使用過程車に係る製作の工程を定めた書面が提出されていることを確認するものとする。</u></p>	<p>ii) 均一性に係る確認方法 確認申請者において、以下の事項が明確に定められていることを確認するものであること。 イ 特定小型原動機付自転車の製作の工程 □ 特定小型原動機付自転車の検査(出荷時に当該特定小型原動機付自転車の保安基準適合性を確認するための検査をいう。)の工程、項目及び手法</p>

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 2 / 7 ]

改 正 後	現 行
...	...
<p>(6)性能等確認実施機関の認定</p> <p>認定は、事業所ごとに行うものとする。国土交通大臣は、性能等確認実施機関の認定をしたときは、<u>(11)②のシールに記載する性能等確認実施機関に固有の名称(以下「認定機関名称」という。)</u>を備考欄に記載した別紙2の認定書を認定申請者に交付するものとする。</p> <p>認定の有効期間の起算日は、認定を受けた日とする。ただし、当該認定の有効期間が満了する日の4月前から3月前までの間に認定の申請を行い、当該認定の有効期間を更新する場合は、当該認定の有効期間が満了する日の翌日とする。</p>	<p>(6)性能等確認実施機関の認定</p> <p>認定は、事業所ごとに行うものとする。国土交通大臣は、性能等確認実施機関の認定をしたときは、別紙2の認定書を認定申請者に交付するものとする。</p> <p>認定の有効期間の起算日は、認定を受けた日とする。ただし、当該認定の有効期間が満了する日の4月前から3月前までの間に認定の申請を行い、当該認定の有効期間を更新する場合は、当該認定の有効期間が満了する日の翌日とする。</p>
...	...
<p>(9)性能等確認実施要領</p> <p>(略)</p> <p>① 性能等確認の申請</p> <p>(略)</p> <p>性能等確認を受けようとする者は、申請書及び以下に掲げる添付書面を性能等確認実施機関に提出し、かつ、申請に係る<u>型式の特定小型原動機付自転車</u>を当該機関に提示するものとする。</p>	<p>(9)性能等確認実施要領</p> <p>(略)</p> <p>① 性能等確認の申請</p> <p>(略)</p> <p>性能等確認を受けようとする者は、申請書及び以下に掲げる添付書面を性能等確認実施機関に提出し、かつ、申請に係る<u>特定小型原動機付自転車</u>を当該機関に提示するものとする。</p>
<p>イ～ホ (略)</p> <p><u>△ 当該申請に係る型式の特定小型原動機付自転車と同一の型式に該当する使用過程車(改修により同一の型式に該当することとなるものを含む。)の車台番号リスト(使用過程車について性能等確認を受けようとする場合に限る。)</u></p>	<p>イ～ホ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 3 / 7 ]

改 正 後	現 行
<p>申請書の様式は別紙6を参考とし、<b>性能等確認を受けようとする者は、その申請内容に応じた申請区分を選択できるものとする。</b></p> <p>性能等確認実施機関は、<b>申請書等</b>に必要事項が適切に記載されているときは、申請を受理するものとする。<b>申請書等</b>に不備があると認められるときは、確認申請者に対して<b>速やかに</b>補正を求め、補正が速やかに行われなときは、受理しない理由を説明し、申請書等を確認申請者に返還することができるものとする。</p> <p>申請については、性能等確認実施機関に持参する方法、郵送による方法及び電磁的方法(電子メール等)を受け付けるものとする。</p>	<p>申請書の様式は別紙6を参考とする。</p> <p>性能等確認実施機関は、<b>申請書</b>に必要事項が適切に記載されているときは、申請を受理するものとする。<b>申請書</b>に不備があると認められるときは、確認申請者に対して補正を求め、補正が速やかに行われなときは、受理しない理由を説明し、申請書等を確認申請者に返還することができるものとする。</p> <p>申請については、性能等確認実施機関に持参する方法、郵送による方法及び電磁的方法(電子メール等)を受け付けるものとする。</p>
<p>② 性能等確認の実施 (略)</p>	<p>② 性能等確認の実施 (略)</p>
<p>③ 性能等確認の結果の通知</p> <p>性能等確認実施機関は、性能等確認を実施したときは、遅滞なく、<b>性能等確認の申請に係る型式に固有の4桁の通し番号(以下「確認番号」という。)を発行し、当該確認の結果を確認申請者及び技術・環境政策課に通知するものとする。</b>通知の様式は別紙7を参考とし、技術・環境政策課への通知には当該通知に係る型式の情報を添付するものとする。</p>	<p>③ 性能等確認の結果の通知</p> <p>性能等確認実施機関は、性能等確認を実施したときは、遅滞なく、当該確認の結果を確認申請者及び技術・環境政策課に通知する。通知の様式は別紙7を参考とし、技術・環境政策課への通知には当該通知に係る型式の情報を添付するものとする。</p>
<p>④ 性能等確認の結果の活用</p> <p>性能等確認実施機関は、本ガイドライン(11)③により適合通知を受けた製作者等から報告された内容について、<b>製作者等(確認番号)</b>ごとに一覧できるように管理するものとする。</p>	<p>④ 性能等確認の結果の活用</p> <p>性能等確認実施機関は、本ガイドライン(11)③により適合通知を受けた製作者等から報告された内容について、<b>製作者等</b>ごとに一覧できるように管理するものとする。</p>
<p>...</p>	<p>...</p>
<p>(11)性能等確認の結果の活用</p> <p>① 性能等確認の結果の公表 (略)</p>	<p>(11)性能等確認の結果の活用</p> <p>① 性能等確認の結果の公表 (略)</p>

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 4 / 7 ]

改 正 後	現 行
<p>② 性能等確認の結果の車体への表示</p> <p>適合通知を受けた製作者等は、適合通知を受けた型式の特定小型原動機付自転車について、シールを作成し、車体の見やすい箇所であって、フレーム等の車体の主要部分等の部品交換による影響を受けない箇所に確実に貼付するほか、性能等確認実施機関に当該シールを2枚提出するものとする。</p> <p>シールの様式は別紙9のとおりとし、その仕様は、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 容易に剥離、汚損及び色あせしないものであること</li> <li>ロ 十分な強度及び耐水性を有するものであること</li> </ul> <p><u>なお、使用過程車に係る適合通知を受けた製作者等が、当該通知に係る型式の特定小型原動機付自転車と同一の型式に該当する使用過程車にもシールを貼付するときは、あらかじめ、別紙10の宣誓書を技術・環境政策課に提出するものとする。</u></p>	<p>② 性能等確認の結果の車体への表示</p> <p>適合通知を受けた製作者等は、適合通知を受けた型式の特定小型原動機付自転車について、シールを作成し、車体の見やすい箇所であって、フレーム等の車体の主要部分等の部品交換による影響を受けない箇所に確実に貼付するほか、性能等確認実施機関に当該シールを2枚提出するものとする。</p> <p>シールの様式は別紙9のとおりとし、その仕様は、次に掲げる条件に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 容易に剥離、汚損及び色あせしないものであること</li> <li>ロ 十分な強度及び耐水性を有するものであること</li> </ul>
<p>...</p>	<p>...</p>
<p>附 則（令和4年12月23日） （略） <u>附 則（令和5年3月3日）</u> <u>1. 本改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則（令和4年12月23日） （略） <u>（新設）</u></p>
<p>...</p>	<p>...</p>

特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 5 / 7 ]

改 正 後	現 行										
<p>【別紙6】性能等確認に係る申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">申請区分</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車</td> </tr> <tr> <td>車名及び型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p>	申請区分	<input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車	車名及び型式		...		<p>【別紙6】性能等確認に係る申請書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">車名及び型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p>	車名及び型式		...	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車										
車名及び型式											
...											
車名及び型式											
...											
<p>【別紙7】性能等確認の結果に係る通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">確認区分</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車</td> </tr> <tr> <td>車名及び型式 (確認番号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p>	確認区分	<input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車	車名及び型式 (確認番号)		...		<p>【別紙7】性能等確認の結果に係る通知書</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">車名及び型式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p>	車名及び型式		...	
確認区分	<input type="checkbox"/> 新車 <input type="checkbox"/> 使用過程車										
車名及び型式 (確認番号)											
...											
車名及び型式											
...											
...	...										



特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関するガイドライン 新旧対照表 [ 7 / 7 ]

改 正 後	現 行
<p><u>【別紙10】使用過程車の性能等確認に係る宣誓書</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 90%;"> <p style="text-align: center;"><u>使用過程車の性能等確認に係る宣誓書</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>国土交通大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">(性能等確認を受けた者の氏名又は名称) (住所) (代表者の氏名)</p> <p>車名及び型式(確認番号) _____</p> <p>特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示(令和4年国土交通省告示第1294号。以下「告示」という。)第3条第2項第1号イからハまでに掲げる事項に適合するものと確認された上記型式の特定小型原動機付自転車に関し、当該型式と同一の型式に該当する使用過程車に告示第6条第3項のシールを貼付するにあたり、次に掲げる事項について宣誓します。</p> <p>イ <u>上記型式の特定小型原動機付自転車と同一の型式に該当するもの(改修により同一の型式に該当することとなるものを含む。)</u>として性能等確認実施機関に提出した使用過程車の車台番号リスト(別紙)が真正であること</p> <p>ロ <u>当該リストに係る使用過程車のうち、道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。)に適合していることが確認できたもののみに対し、告示第6条第3項のシールを貼付すること</u></p> <p>ハ <u>万が一、シールを貼付した使用過程車について保安基準に適合しないことが判明した場合には、宣誓者の責任により、保安基準に適合させるために必要な改善措置を速やかに講じること</u></p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格A列4番)</p> </div>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>...</p>	<p>...</p>